

令和5年度流域山地災害等対策調査(保安林適正管理手法調査)委託事業仕様書

1. 件名

令和5年度流域山地災害等対策調査(保安林適正管理手法調査)委託事業

2. 目的

保安林の適正な管理を行うため、現在、都道府県ごとに1.5m解像度の衛星画像を10kmメッシュに区切りオルソ化したものを定期的に整備し、別途整備しているソフトウェアにより、2つの時点の衛星画像データを比較し、開発等により変化があった保安林の箇所を自動的に抽出・表示できる仕組みを構築しており、保安林の無断開発や不法投棄等の監視に活用されている。

これに関して、撮影に使用されている人工衛星(SPOT衛星)が打ち上げから10年以上経過し老朽化している一方で後継機が未定であるほか、この間、より解像度や撮影頻度が高い新たな人工衛星も打ち上げられている状況にあり、より高解像度の衛星画像の使用について検討を行う必要もあるところ。

今後も保安林を適正に管理していくためには、現行の人工衛星の運用が終了した場合にも継続的に保安林の監視を行えるように、最新の人工衛星による撮影技術にも対応しながら、これまで蓄積してきた衛星画像データも活用できるようにする必要がある。

そのため、本事業においては、今後の保安林の管理における衛星画像データの活用方法を検討する材料とするため、高解像度の衛星画像を用いた解析手法や、現行の1.5m解像度の衛星画像データとの互換性等について調査・検証を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 高解像度のカラーオルソ画像データの作成

別途指定する箇所において、衛星画像をオルソ化したカラーオルソ画像データ(以下、「画像データ」という。)を作成する。使用する衛星画像の解像度は1.5mよりも高いものとし、同一地点において異なる時期に撮影されたものを別途用意するものとする。なお、衛星画像の選定にあたっては、1年の間に日本全国を撮影できる能力がある衛星により撮影されるものを選定するとともに、衛星画像の調達に必要な費用が現行と同等程度になるよう考慮すること。

(2) 画像データの比較による森林や土地利用の変化の抽出・分析

(1)で作成した画像データ間のほか、(1)で作成した画像データと過去に蓄積した同一地点の1.5m解像度の画像データを比較し、森林や土地利用の変化を抽出し、その主なものについて、伐採や崩壊、盛土・切土など、具体的な変化の原因を判別できるかどうか分析すること。分析した上で、分析結果を踏まえた今後の保安林の管理における衛星画像データの活用にあたり必要な事項を整理する。

なお、1.5m解像度の画像データの仕様は以下のとおりであり、発注者が過去の画像データを持っているが、ライセンス上、他事業において第三者に委託して実施する場合は、別に使用許諾を得るものされていることから、森林や土地利用の変化の抽出にあたっては同一のSPOT衛星により撮影されたものを調達すること。

(仕様)

- ・色調等は4バンド(B/G/R/NIR)8ビットを有する。
- ・使用する座標系は世界測地系の平面直角座標系。
- ・オルソ化に当たっては、国土地理院発行の1/25,000地形図及び数値地図10mメッシュ(標高)と同等以上の位置精度を基準としてオルソ化されている。また、1/25,000地形図と同等以上の位置精度が取得できるようにGCP補正が行われている。
- ・別途指定する左上座標値(X,Y)を基準とした10km×10kmのメッシュを南方向及び東方向に連続して設定されている。

4. 事業期間

委託契約締結日から令和6年3月22日(金)まで。

5 成果品

(1)納入物品

- 業務報告書 2部
- 以下を含む電磁記録媒体(CD-R又はDVD-R) 2部
 - ・ 業務報告書電子データ
 - ・ 業務で作成した画像データ

(2)納入期限

事業期間内

(3)納入場所

林野庁治山課企画班(本館7階 ドアNo.本779)

(4)ウイルスチェックについて

納入する電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等)を記載したラベルを添付して提出すること。

6 その他

- (1) 本事業についての打合せを事業着手時及び納品前を含め2回以上行うものとし、これとは別に発注者から求めがあった場合に打ち合わせを行うものとする。また、業務内容を変更する場合は、打ち合わせにより決定するものとする。打ち合わせ後、受託者は打ち合わせ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。
- (2) 事業の目的を達成するために、発注者は、実施状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施に当たって再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業により知り得た情報(個人情報を含む。)について、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた事項について対応が必要な場合は、速やかに発注担当職員と協議を行うこと。
- (6) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の『委託事業における人件費の算定等の適正化について』に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表(受託者が組織として人件費単価を定めている場合)又は実際に従事する(した)者の給与明細を確認するものとする。